

第3次 習志野市社会福祉協議会発展強化計画

ささえあい

習志野(ちいき)いっぱい広げます

(平成27年度～31年度)



ふくっぴー

習志野市社会福祉協議会の
マスコットです。

社会福祉法人
習志野市社会福祉協議会

目 次

会長あいさつ	
「ささえあいの輪を習志野（ちいき）に広げます」	1
まえがき	2
第3次習志野市社会福祉協議会発展強化計画体系図	4
【重点施策】	
1. 財政基盤の確立	8
2. 職員の専門性の向上	14
3. 介護事業の強化	16
4. 組織体制の強化	24
(参考資料)	
「社協職員行動原則 ―私たちがめざす職員像―」	38
習志野市社会福祉協議会主要事業の経緯	42
第3次習志野市社会福祉協議会発展強化計画作成経過	45

「ささえあいの輪を習志野（ちいき）に広げます」

私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化の一層の進展や地域社会での相互扶助機能の低下などにより高齢者世帯をはじめとする社会的孤立世帯も増加するなど、地域の福祉ニーズはますます複雑・多様化しています。

また、景気は回復基調にありますが先行きに不透明感があり、生活保護受給者の増大や生活困窮者世帯がかかえる問題は依然として深刻化してきており、本年4月より国においては、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却し自立の促進を図るため「生活困窮者自立支援事業」が新たに第2のセーフティーネットとして実施されます。

時代の変化と新たな要請に応えるため本協議会の果たすべき役割を明確に位置づけ、地域住民の皆様や職員に対して示すとともに、経営健全化と事業活動の強化に向けて「第3次習志野市社会福祉協議会発展強化計画」を策定しました。

この計画では、「ささえあい 習志野（ちいき）いっぱい広げます」を基本理念として、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進役として、習志野（ちいき）を「ささえあうひとづくり」「ささえあうまちづくり」「ささえあうしくみづくり」を命題として「誰もが自分らしく地域で安心して暮らし続けるための習志野（ちいき）」の実現を目指しています。

第3次習志野市社会福祉協議会発展強化計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間として取り組んでゆきますが、その間に社会経済環境の変化、社会福祉の諸制度の変化、地域の福祉課題の状況の変化により見直しを行なうこととしています。

この計画を推進するためには、本協議会の役職員や支部の役員等をはじめ、行政、関係諸団体、そして多くの住民の皆様のご理解とご支援が必須であります。今後とも引き続きご協力方よろしく申し上げます。

おわりに、この計画を策定するにあたり経営検討委員会委員の皆様をはじめ多くの方々のご意見、ご指導、ご協力を頂きましたことに対し心より御礼を申し上げます。

平成27年3月

社会福祉法人
習志野市社会福祉協議会
会長 海寶 嘉胤

まえがき

習志野市社会福祉協議会（以下、「当協議会」という。）は、地域福祉を推進する団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命としています。

習志野市は福祉施策全体の目的や全体像を明確にした『習志野市地域福祉計画（平成26年度～平成31年度）』を策定し、ソーシャル・インクルージョン（社会的包容）の理念（全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から擁護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう社会の構成員として包み支え合う）に基づき計画を推進しています。

また、当協議会は、『第5次習志野市地域福祉活動計画（平成27年度～平成31年度）』を策定し、地域住民や社会福祉に関する活動を行なう者、社会福祉を目的とする事業（サービス）を営む者が相互協力して地域福祉活動を推進していきます。

地域住民のニーズに応え、一人ひとりの生活を支えるための地域福祉事業の展開に向け目標を明らかにし、その実現に向けた取り組みのための基盤整備をつくるためにこの計画を策定しました。

以下、本計画の基本理念等を記します。

第3次発展強化計画の基本理念・組織使命及び基本目標について

【基本理念】

ささえあい 習志野（ちいき）いっぱい広げます

当協議会は、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進役として、習志野（ちいき）を支えあうひとづくり、まちづくり、しくみづくりを行なっていきます。

【組織使命】

1. ささえあうひとづくり（一人ひとりの支援）

一人ひとりを大切にしていきます

誰もが自分らしく幸せに暮らせるように支援していきます

2. ささえあうまちづくり（地域福祉活動の支援）

一緒につくり上げていきます

誰もが自分らしく暮らせるように支えあいのある地域を目指します

3. ささえあうしくみづくり（関係機関の参加と連携のための支援及び協働）

共に考え、共に実行していきます

各団体及び企業の力を、地域を支えあう力に加えていきます

また、地域福祉を推進する中核的な立場として、関係機関と連携をしていきます

【最終目標】

誰もが自分らしく地域で安心して暮らし続けるための習志野（ちいき）の実現

【基本目標】（将来のビジョンや目標実現のための具体的な取り組み内容）

1. 財政基盤の確立

会費・共同募金及び収益事業については、当協議会の財政基盤の充実が必要不可欠です。社協についての理解をいただく中で、自主財源等の充実を図っていきます。

2. 職員の専門性向上

地域福祉を推進する職員は、関係機関の職員との連携を図る中で、ソーシャルワーカーとしての専門性が求められています。そのために専門資格取得に向けて計画的に行なっていきます。

3. 介護事業の強化

介護保険事業の推進を図り、事業実施における財政健全化を図るため、事業内容の見直しを図っていきます。

4. 組織体制の強化

理事会や評議員会の活性化を図るための組織体制の強化や、事務局の体制強化、社協活動のPR強化を図っていきます。

（参考）

【発展強化計画】

市区町村社会福祉協議会が事業運営（経営）の将来のビジョンや目標を明らかにし、その実現に向けた事業、組織、財務等に関する具体的な取り組みを明示したもの

第3次習志野市社会福祉協議会発展強化計画（平成27年度～31年度）体系図

計画のポイント	項目	現状と課題・取り組みの概略
1. 財政基盤の確立	一般会費・特別会費	1-① 会員及び会費の拡大
	赤い羽根共同募金運動	1-② 共同募金運動の強化
	収益事業	1-③ 収益事業の見直し
2. 職員の専門性向上	職員の専門性の向上	2-① 職員の専門性向上に向けて
3. 介護事業の強化	居宅介護支援事業・訪問介護事業共通	3-① 介護事業の経営健全化に向けて
		3-② アンケート調査の実施
		3-③ 各種マニュアルの見直し
	居宅介護支援事業（ケアプラン作成事業）	3-④ 特定事業所加算算定の継続
		3-⑤ 主任介護支援専門員の育成
		3-⑥ 受入体制の強化
	訪問介護事業・居宅介護事業・同行援護事業（ホームヘルパー等派遣事業）	3-⑦ サービス提供責任者の育成
		3-⑧ 非常勤ホームヘルパーの確保・資質向上
		3-⑨ 新規サービス事業参入への検討
		3-⑩ 訪問介護事業所としての周知

取り組み内容
1-①-1 「習志野市社協について」・「会員（会費）について」の理解促進
1-①-2 一般会員の拡大（会費未納町会への加入促進）
1-①-3 会員証の検討、新たな特別会員証の研究・検討
1-①-4 （新規）特別会員の拡大
1-②-1 「共同募金について」の理解促進
1-②-2 戸別募金の拡大（募金未納町会への働きかけ）
1-②-3 募金額の増大に向けた研究・企画・実施
1-②-4 目的別募金の研究
1-③-1 （新規）駐車場閉鎖による収入減への対応
1-③-2 （新規）市役所新庁舎工事による自動販売機の取扱に関する対応
1-③-3 （新規）新たな収益事業（受託事業）の検討
2-①-1 資格取得支援及び資格取得
2-①-2 （新規）職場内研修（OFF・JT）の充実
2-①-3 （新規）職場外研修の受講
2-①-4 （新規）コミュニティーソーシャルワーカー育成研修への全職員受講
※（参考資料）社協職員行動原則（私たちがめざす職員像 全国社協）を基に、職員としての価値観や使命感を共有
3-①-1 安定した事業経営の実施
3-②-1 アンケートの実施
3-②-2 アンケート結果をサービスに反映
3-②-3 調査内容の見直し
3-③-1 各種マニュアルの見直し
3-④-1 特定事業所加算算定の継続
3-⑤-1 主任介護支援専門員研修等受講
3-⑥-1 新規介護（予防）プランの継続的受入
3-⑦-1 サービス提供責任者候補の育成
3-⑦-2 現任サービス提供責任者の資質向上
3-⑧-1 募集の告知、支部・ボランティア市民活動センターとの連携による支部人材の発掘
3-⑧-2 個別研修計画の策定、研修実施による資質向上
3-⑨-1 （新規）介護予防・日常生活支援総合事業参入への検討
3-⑩-1 訪問介護事業所としての周知

第3次習志野市社会福祉協議会発展強化計画（平成27年度～31年度）体系図

計画のポイント	項目	現状と課題・取り組みの概略
4. 組織体制の強化	社協支部と事務協との連携強化	4-① 社協支部と事務局との連携強化
	事務局の体制強化	4-② 事務局体制の強化
		4-③ 事業のスクラップ&ビルドの継続検討
		4-④ 危機管理体制の強化
		4-⑤ 快適な職場環境の形成に向けた推進
		社協運営体制の強化
	4-⑦ 評議員相互の連携を図る研修会の開催	
	4-⑧ 地域福祉を推進するリーダーの育成	
	さくらの家・いずみの家の管理運営	4-⑨ 魅力ある施設運営及び次期指定管理に向けた準備
	習志野市社協の広報・PR	4-⑩ 社協活動の周知強化

取り組み内容	
4-①-1	事務局職員の地区担当職員との連携強化
4-①-2	(新規) まちづくり会議への事務局職員の参加
4-①-3	(新規) まちづくり会議への参加が難しい地区への働きかけ
4-①-4	(新規) 全支部事務所パソコンのリースによる導入
4-①-5	(新規) 公共施設の統廃合に伴う社協支部事務所の移転
4-②-1	事務局体制の強化
4-②-2	(新規) 各プロジェクトメンバーの見直し及び各計画の見直し・策定準備
4-②-3	(新規) 地域福祉計画(習志野市策定)の見直し及び次期計画策定への協力
4-②-4	(新規) 介護予防・日常生活支援総合事業への取り組み
4-②-5	(新規) 生活困窮者自立支援事業に対する協力・連携
4-②-6	(新規) 法人後見の実施について
4-③-1	事業のスクラップ&ビルドの検討
4-④-1	災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練内容の検討
4-④-2	(新規) 「大規模災害発生時における初動マニュアル(仮称)」の見直し
4-④-3	(新規) 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営に必要な防災備品等の計画的購入
4-④-4	(新規) 災害ボランティアセンター運営に関する市との連携
4-④-5	(新規) 福祉避難所開設・運営に関する市との連携
4-④-6	(新規) 災害時の事業継続体制に向けた準備
4-⑤-1	衛生委員会の定期的な開催
4-⑤-2	快適な職場環境及び職員の安全と健康確保に関する問題点の整理・対応を検討
4-⑤-3	感染症(新型インフルエンザ等)対応マニュアルの充実
4-⑤-4	(新規) 職員のメンタルヘルス(労働安全衛生法の一部改正によるストレスチェック制度の導入)の対応
4-⑤-5	(新規) 改正労働契約法に基づく職員の雇用形態の見直し
4-⑥-1	(新規) 理事との連携強化
4-⑦-1	(新規) 評議員との連携強化
4-⑧-1	研修会や事例など新しい情報の提供
4-⑧-2	役員向けの研修内容の検討・開催(地域福祉の推進を図るための研修の検討、実施を含む)
4-⑧-3	(新規) 大規模災害発生時の社協支部の対応
4-⑧-4	(新規) 支部活動における新しい人材の発掘・確保
4-⑨-1	(新規) 新地域支援事業におけるさくらの家・いずみの家の有効活用
4-⑨-2	(新規) 次期(平成31年度からの)さくらの家・いずみの家指定管理の準備
4-⑩-1	「習志野市社協について」・「会員(会費)について」の理解促進(再掲)
4-⑩-2	寄付者へのお礼としての粗品の検討、決定及び配布(キャラクターグッズを活用 イベント時の無償配布等含む)
4-⑩-3	会員証の検討、新たな特別会員証の研究・検討(再掲)
4-⑩-4	(新規) 着ぐるみ「ふくっぴー」2体目の製作

1. 財政基盤の確立

① 会員及び会費の拡大

i) 現状と課題

- ・ 習志野市社会福祉協議会は、習志野市にお住まいの皆さま、社協活動や地域福祉活動に賛同する皆さまが会員となり組織している団体である。
- ・ 一般会員は、習志野市に居住する世帯の世帯主で、一般会費として、年会費 500 円を納めたものである。一般会費は、社協支部から町会等を通じて協力の依頼をし、納めていただいている。
- ・ 特別会員は、個人・法人・団体の方で、特別会費として年会費 1,000 円以上を納めたものである。特別会費は、主に、社協支部が個人・法人・団体を訪問し、納めていただいている。なお、支部の実情に合わせ独自に目標を立て、新たな会員の拡大に向けた活動を行なっている。
- ・ 今後の更なる地域福祉を推進していく上で「社協に対する理解の促進と会員の拡大」プロジェクトを平成 25 年度に設置した。これまで以上に社協を理解していただくため、各関係機関の協力により、市内全域の各町会長へ直接訪問し意見交換を実施した。その際、「社協の会費は、会費と思っていたか、寄付と思っていたか」の問いに「会費と思っている」と答えた町会は全体の約 50%で、残りは「寄付と思っていた、よくわからなかった」という回答であった。「社協の会員として、社協の活動に参画している」との認識を深めていただけるように継続して伝承してゆくことが課題である。
- ・ 各町会の実態調査及び、他市町村社協の会費に関するアンケート調査(平成 25 年度実施)を踏まえ、平成 26 年 3 月の理事会において会員規程の一部を改正し、会員は社協活動や地域福祉活動に賛同し、それを支援するために会費を納入する方であることを、より明確に示した。併せて、会員区分を一般会員、特別会員の 2 区分に改めた。
- ・ 直近 4 年間の一般会費・特別会費の納入状況は、下記のとおりである。
一般会員及び特別会員共に、更なる会員の拡大に向け、支部と連携を図りながら町会を通じて働きかけをしていくことが課題である。

会員の種類

種類	会員になる方	会費
一般会員	習志野市に居住する世帯の世帯主さま	年会費 500 円(世帯)
特別会員	個人・法人・団体の皆さま	年会費 1,000 円以上

会費納入実績

	一般会費(円)	特別会費(円)	合計(円)	目標額(円)	目標達成率(%)
平成22年度	13,012,356	3,340,578	16,352,934	18,300,000	89.3
平成23年度	14,104,317	3,172,934	17,277,251	18,300,000	94.4
平成24年度	13,771,904	3,336,715	17,108,619	18,300,000	93.4
平成25年度	13,721,903	3,387,371	17,109,274	18,300,000	93.4

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・ 地域住民と接する機会のある講座やイベント等で、参加者に対し社協についての説明をしていく。その際、社協を理解していただき社協活動に参加・参画していただけるよう、会員拡大に向けた働きかけを積極的に行なっていく。
- ・ 支部長と連携を図りながら、会費未納町会への働きかけや特別会員の新規開拓について検討し、働きかけを行なっていく。
- ・ 会員募集を行なう際には、平成 25 年度に作成した『社協についての説明資料』を活用する。なお、内容を社協支部委員、職員が説明する際の拠り所となるよう資料を適宜見直し活用する。
また、会費の使いみちを説明する資料については、会費がどのように地域(各社協支部)に還元されているのか住民によりわかりやすいものとなるように研究し作成していく。
- ・ 特別会員拡大にご尽力している皆さまの意見も取り入れながら、特別会員証の必要性や新しい特別会員証のデザイン等を検討する。加えて、会員に理解しやすい形や会費を集める皆さまが開拓する際に説明しやすいステッカーについて検討していく。

iii) 年次計画(会員及び会費の拡大)

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・ 「習志野市社協について」 「会員(会費)について」の 理解促進	講座やイベント等 での会員拡大に 向けた働きかけ	→			
	会員募集を行なう 際に使用する資 料の研究・作成・ 使用	→			
・ 一般会員の拡大 (会費未納町会への加入促進)	未納町会への 働きかけ	→	一般会員 募集の強化	未納町会への 働きかけ	→
・ 会員証の検討、新たな特別会 員証の研究・検討	新たな特別会 員証の研究・検 討	新たな特別会 員証の使用	→		
・ 特別会員の拡大		特別会員 募集の強化	→		

②共同募金運動の強化

i) 現状と課題

・千葉県共同募金会習志野市支会は、習志野市社会福祉協議会の事務局内にある。支会は、赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金の募金活動の計画・実施、千葉県共同募金会から配分された共同募金配分金の使途について検討・決定している。

・募金額は、全国的に平成7年度をピークに年々減少している。

本会の直近4年間の実績は、下記のとおりである。赤い羽根共同募金は、僅かではあるが募金額が増えている。歳末たすけあい募金は、募金額の増減が見られ、継続的な募金額の増加に繋がっていない。

・募金額の増加に向けた取り組みとしては、街頭募金では、これまで協力していただいている団体のほかに、募金から助成を受けている団体の新たな街頭募金の実施に向け働きかけを行なっている。

また、共同募金ボランティアにより手作りした、共同募金に興味・関心を持ってもらえるようリーフレット(ふくっぴーの家)及び赤い羽根を活用した「しおり」等を、街頭募金やイベント募金の時に配布し、共同募金の興味・関心が広がるように努めた。

・千葉県共同募金会では、平成25年度より、募金運動期間を、従来の10月1日～12月31日までから10月1日～3月31日まで延長して実施をしている。延長した3ヵ月間で、千葉県共同募金会が目的別募金を集めた後、各団体に助成している。(平成26年度の時点では、支会の募金募集期間は10月1日～12月31日で実施)

平成27年1月現在、本市会を含めた県内の支会において、目的別募金の実施は行なっていない。目的別募金として助成を行なうには、その分の原資となる募金を増額しないと、実施することは難しい。

募金納入実績

	赤い羽根共同募金			歳末たすけあい募金		
	目標額 (円)	実績(円)	達成率 (%)	目標額 (円)	実績(円)	達成率 (%)
平成22年度	16,700,000	12,572,607	75.3	7,736,000	7,321,259	81.4
平成23年度(※)	14,270,000	12,858,795	90.1	7,770,000	7,634,153	93.3
平成24年度	14,330,000	12,881,192	89.9	7,770,000	7,763,788	93.7
平成25年度	14,330,000	13,067,241	91.2	7,770,000	7,381,919	92.8

※平成23年度以降、千葉県共同募金会の目標額の算定方法が変更。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・ 共同募金が原資となって行われる講座やイベント等で参加者に対し「共同募金が地域をよくするための募金であること」を説明し、共同募金の理解を広めていけるようPRを積極的に行なっていく。
- ・ 支部長と連携を図りながら、募金に協力の得られていない町会への働きかけについて検討し、募金の協力をお願いしていく。
- ・ 募金の協力依頼をする際には、平成 25 年度に作成した『社協についての説明資料』を活用する。なお、内容を社協支部委員、職員が、説明する際の拠り所となるよう適宜見直し活用する。
また、募金がどのように地域に還元されているのか、住民によりわかりやすいものとなるように研究し、作成していく。
- ・ 募金額の増額に向けて、街頭募金・イベント募金の拡大以外にも、戸別募金の拡大、職域募金実施箇所・募金箱設置箇所の拡大、街頭募金の実施増加について研究し、多くの人が身近な場所で募金ができるよう環境づくりをしていく。
- ・ 目的別募金については、現段階での募金額では実施が困難であるため募金の使いみちをよりわかりやすく住民に伝えるように配慮し共同募金の理解を広げ、原資となる募金の増額に努める。
また、目的別募金の助成の本支会での実施については、県内の各支会の動向も踏まえながら、研究していく。

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・「共同募金について」の理解促進	講座やイベント等での会員拡大に向けた働きかけ	→			→
	募金の協力依頼をする際に使用する資料の研究・作成・使用	→			→
・戸別募金の拡大 (募金未納町会への働きかけ)	未納町会への働きかけ	→	戸別募金 拡大の強化	未納町会への 働きかけ	→
・募金額の増額に向けた研究・企画・実施	研究	→	企画	実施	→
・目的別募金の研究	研究	→			→

③収益事業の見直し

i) 現状と課題

ふくっぴーショップ(市役所内売店)

- ・ 習志野市庁舎移転により、平成 25 年 3 月 29 日をもってふくっぴーショップ(市役所内売店)を閉店した。

駐車場

- ・ 自主財源確保のため、市より土地を借用し、駐車場経営を行なっている。
- ・ 平成 27 年 5 月末に鷺沼台 2 丁目駐車場が閉鎖となる。また、平成 29 年 3 月末で袖ヶ浦 2 丁目駐車場がふれあい橋の修繕工事のため一時閉鎖の予定である。今後の駐車場収入の大幅な減少が見込まれる。

自動販売機

- ・ 市内公共施設を中心に、自動販売機を設置している。
- ・ 習志野市新庁舎建設工事により、市庁舎内に設置している自動販売機の取扱いについて今後の動向に注視し、状況に応じて対応していく。

その他

- ・ 他市町村社協の収益事業について情報収集を実施したが、大幅な収益が上げられる事業はない実態を把握した。社会福祉協議会の使命は地域福祉活動の推進であり、収益を上げる団体ではない。しかし、今後の駐車場及び自動販売機の大幅な収入減が見込まれる中で、収益をどのように確保していくかが課題である。

駐車場実績

	駐車場数	総区画数	利用台数	利用料収入 (円)
平成 23 年度	16	258	209	20,389,716
平成 24 年度	16	258	213	20,152,057
平成 25 年度	16	258	230	21,199,225

(※平成 26 年 3 月末現在)

ふくっぴーショップ(市役所売店)売上実績

	売上収入(円)
平成 22 年度	15,415,479
平成 23 年度	14,756,248
平成 24 年度	9,961,287

(※自動販売機売上手数料を除いた額)

(※平成 25 年 3 月末現在)

自動販売機実績

	設置台数 (台)	売上収入 (円)
平成 23 年度	65 台	5,814,649
平成 24 年度	65 台	5,505,493
平成 25 年度	65 台	5,669,601

(※平成 26 年 3 月末現在)

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

<p>駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の閉鎖に伴う駐車場事業収入の大幅な減による対応を検討していく。 ・ 空き駐車場の周知をすることにより、利用率のアップを図っていく。 <p>自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 習志野市新庁舎建設工事に伴い市庁舎内に設置している自動販売機の取扱いについて今後の動向に注視し、状況に応じて対応する。(万が一、大幅な収入減になる場合は、手数料収入の見直し等を検討する。) <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他市町村社協の収益事業について情報収集を実施したが、大幅に収益を上げられる事業はない実態を把握している。今後の駐車場及び自動販売機の大幅な収入減が見込まれる中で収益をどのように確保していくか引き続き検討をしていく。
--

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・駐車場閉鎖による収入減の対応	検討	→	→	→	→
・新庁舎建設工事による自動販売機の取扱いに関する対応	検討	→	準備	実施	→
・新たな収益事業(受託事業)の検討	検討	→	→	→	→

2. 職員の専門性向上

①職員の専門性向上に向けて

i) 現状と課題

- ・ 職員一人ひとりが住民主体の理念に代表される社協職員としての価値観を共有し、業務の遂行に当たっては地域福祉推進の担い手である住民、広範な関係機関・団体、行政から信頼されるよう行動し、社協に対する社会的な期待に応えていくことが必要である。
- ・ 地域福祉の領域や役割が大きくなる中であって、社協への社会的な期待も一層大きくなっている。こうした社協に対する信頼や社会的な期待に応えるためには、職員一人ひとりが自覚と責任のある行動を行なうことが一層重要となっている。
- ・ 社会福祉の専門性を高めるとともに、危機管理時の対応能力も含めた職員一人ひとりの業務遂行能力の向上につなげていくために、社会福祉士等の国家資格の取得及び関係する研修参加に向け支援を行なっている。

資格取得者数(正規及び常勤嘱託職員)

資格名	人数(人)
社会福祉士	11(9)
介護支援専門員	15(4)
介護福祉士	13(1)

()は正規職員の人数

(※平成 27 年 1 月末現在)

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・ 社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、精神保健福祉士などの資格取得について、現在社協で取り組んでいる業務について必要な資格取得に向けて支援を行なっていく。また、職員は自ら必要と思われる資格について積極的に取得に努める。
- ・ 職員一人ひとりが自覚と責任のある業務をするための職場内研修の充実、職場外研修の参加に向けて支援を行なっていく。また、職員は自ら必要な研修等については積極的に参加することに努める。
- ・ 社会・地域(生活支援が必要な人たちを支援するための見守りや地域とのつながりをつくっていくなど)の取り組みを進めるための援助技術や実践力の育成・向上を図るため、千葉県社会福祉協議会主催する「千葉県コミュニティソーシャルワーカー育成研修」に参加する。**(正規職員全員受講 平成 27 年 1 月末現在 14 名中 11 名受講)**
- ・ 平成 23 年 5 月に全国社会福祉協議会地域福祉部地域福祉推進委員会が策定した「社協職員行動原則」(資料参照)に基づき、職員一人ひとりが地域福祉を推進する中核的な組織の一員として、価値観や使命感を共有し誇りをもって行動することに努める。

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・資格取得支援及び資格取得	継続	→	→	→	→
・職場内研修(OFF・JT)の充実	継続	→	→	→	→
・職場外研修の受講	継続	→	→	→	→
・コミュニティーソーシャルワーカー育成研修への職員全員受講	継続	→	→	→	→

3. 介護事業の強化

【介護事業 共通】

①介護事業の経営健全化に向けて

i) 現状と課題

- ・主要事業である居宅介護支援事業及び訪問介護事業の利用者数・事業収入ともに平成 24 年度以降減少している。
- ・居宅介護支援事業の減少は平成 24 年 5 月に市内に老人福祉施設が開所したことによるもの、平成 25 年度には介護支援専門員 1 人当たりの担当件数を月 35 件から月 33 件に引き下げたことによるもの、ターミナルケアが必要な利用者等が増え、短期間で解約する利用者が増加したことに対し、新規受け入れが追いつかないため担当件数が維持できないことが理由である。
- ・訪問介護事業の減少は平成 24 年度の制度改正で生活援助が時間短縮されたことによるもの、平成 22 年 5 月より特定事業所加算を算定していることで、総介護報酬の 10%の収入増となったものの、利用料金も 10%増しになることで、平成 24 年度以降、身体介護の利用が多い要介護度の高い利用者が減少していることが理由である。
- ・利用者数・事業収入が減少しているため事業規模に合わせた人員体制の見直しが必要である。

平成 27 年 3 月 1 日現在の人員配置

- 正規職員 3 人
 - 臨時職員 65 人(介護支援専門員 8 人、常勤訪問介護員 7 人、非常勤ヘルパー50 人)
- 計 68 人

介護事業実績

	居宅介護支援事業		訪問介護事業	
	延べ給付 管理件数(件)	収入額(円)	延べ利用者数 (人)	収入額(円)
平成21年度	4,140	54,308,106	1,195	58,348,126
平成22年度	4,070	57,119,989	1,168	60,965,806
平成23年度	4,065	58,862,932	1,187	61,165,955
平成24年度	3,685	54,895,705	1,014	53,280,541
平成25年度	3,675	52,527,220	991	51,956,750

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・平成 27 年 4 月に人員体制の見直しを行ない、正規職員 1 人、臨時職員(介護支援専門員)1 人を減員することにより人件費支出を削減する。
- ・居宅介護支援事業は平成 27 年 4 月に介護支援専門員の人数を 8.9 人から 7.5 人に減員し、1 月の介護プラン利用者受け入れ人数を 293 人から 247 人に減少し、事業規模を少し縮小することで大幅な利用者減のリスクを避けるようにする。
- ・訪問介護事業は特定事業所加算の算定を外すことで利用者、派遣回数増加は見込まれるため、平成 27 年度中に特定事業所加算の算定を外しても事業運営できるか収支状況を確認し判断する。
- ・平成 29 年度には介護予防訪問介護が「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されるため、情報収集しながら参入を検討していく。

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・安定した事業経営の実施	実施				→

②アンケート調査の実施

i) 現状と課題

- ・利用者及びその家族の意見や要望を把握し、サービスの改善に努めるため、各事業ごとにアンケートを実施する。その結果を踏まえ、日々のサービス向上に努め、サービス向上につなげる具体的な方法を検討する必要がある。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・アンケートは毎年実施し、結果を精査・検討し、研修時にも役立てサービスの向上・利用者満足度向上につなげていく。
- ・回答率を上げるために、利用者・家族が回答しやすいよう調査内容を見直す。

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・アンケートの実施	毎年実施	→			
・アンケートの結果をサービスに反映	サービス向上に生かす	→			
・調査内容の見直し	見直し実施	→			

③各種マニュアルの見直し

iii) 年次計画

i) 現状と課題

- ・ サービス提供の均一化と事業の円滑化を図るため、下記のマニュアルを作成している。
- * 事故予防マニュアル * 災害時対応マニュアル * 救急時対応マニュアル
- * 苦情解決マニュアル * 認知症対応マニュアル * 感染症予防マニュアル
- * 個人情報保護マニュアル * 接遇・マナーマニュアル * その他 身体介護、生活援助各種マニュアル

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・ マニュアルは常時、見直しを意識し、法改正時や対応方法に変更がある等、実態に即した見直しを迅速に行なっていく。

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
各種マニュアルの見直し	実施	→			

【居宅介護支援事業(ケアプラン作成事業)】

④特定事業所加算算定の継続

i) 現状と課題

- 平成 21 年 5 月より特定事業所加算Ⅱを算定。居宅介護支援1件につき300単位の加算あり。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- 平成 27 年度介護報酬改定で特定事業所加算Ⅱの単位数は300単位→400単位に、算定要件も変更になった。特定事業所加算の算定を継続するため、下記の体制を維持する。

- 主任介護支援専門員を配置する。
- 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置する。(2名→3名に変更)
- 介護支援専門員会議を定期的を開催する。
- 24 時間連絡体制を確保する。
- 運営基準減算、特定事業所集中減算の適用を受けない。
- 介護支援専門員 1 人あたりの利用者平均担当人数を 40 名未満にする。
- 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制を整備する。(新規追加)

担当人数 40 名未満の内訳:介護プラン利用者 35 名未満、介護予防プラン 8 名未満(件数を 1/2 に換算し 4 名)とする。

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・特定事業所加算算定の継続	継続	—————→			

⑤主任介護支援専門員の育成

i) 現状と課題

- ・ 特定事業所加算算定の要件であり、専任の介護支援専門員 8 名のうち 7 名が主任介護支援専門員研修を終了している。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・ 平成 27 年度も 1 名が主任介護支援専門員研修を受講する予定。
- ・ 平成 28 年度以降、資格更新制となるため、順次更新研修を受講する。

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・主任介護支援専門員研修等受講	研修受講	更新研修受講			→

⑥受入体制の強化

i) 現状と課題

- ・ 現状、ケアマネージャー1人当たり介護プラン：月 29 件、介護予防プラン：月 7 件を担当している。
(平成 27 年 1 月 31 日現在)
- ・ 経営の健全化を図るため調整しながら新規受け入れを行ない、稼働率を高める必要がある。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・ ケアマネージャー1人当たり介護プラン：月 33 件、介護予防プラン：月 7 件に目標を設定している。
- ・ 習志野市介護保険課、地域包括支援センター、医療機関に新規プラン受入状況を報告し、受入体制の強化を図っていく。

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・新規介護(予防)プランの継続的な受入	実施				→

【訪問介護事業・居宅介護事業・同行援護事業(ホームヘルパー等派遣事業)】

⑦サービス提供責任者の育成

i) 現状と課題

- ・ サービス提供責任者を 7 名配置。(平成 27 年 1 月 31 日現在)
- ・ ホームヘルパー協議会をはじめとする外部研修会への参加・外部講師の招へいにより、資質向上に努めている。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・ サービス提供責任者の不足は事業継続困難と直結するため、同提供責任者の候補を育成していく。
- ・ 非常勤→常勤ホームヘルパーからの育成・登用、必要時に外部からの採用により確保する。
- ・ 外部研修、外部講師の招へいにより、引き続き現任のサービス提供責任者の資質向上を図っていく。

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・サービス提供責任者候補の育成	育成				→
・現任サービス提供責任者の資質向上	研修受講				→

⑧非常勤ホームヘルパーの確保・資質向上

i) 現状と課題

- ・ 安定したサービス提供のため、非常勤ホームヘルパーの募集を常時行なっている。
- ・ 応募が少なく諸事情により退職する非常勤ホームヘルパーも存在するため、大幅な非常勤ホームヘルパーの増員には至っていない。
- ・ 募集方法は、社協掲示板にポスターの掲示を行なっている。
- ・ 非常勤ホームヘルパーの雇用契約の締結、手当支給、有給休暇の付与など労働条件の見直しを行なった。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・ 非常勤ホームヘルパーを増員するため募集の告知、社協支部及びボランティア・市民活動センターとの連携等による人材の発掘に努め、確保していく。
- ・ 個別研修計画の策定・実施により、今後も非常勤ホームヘルパーの質の向上に努める。

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・募集の告知、社協支部及びボランティア・市民活動センターとの連携による人材の発掘	実施	→			→
・個別研修計画の策定、研修実施による資質向上	実施	→			→

⑨新規サービス事業参入への検討

i) 現状と課題

・ 介護予防給付の見直しと介護予防・日常生活支援総合事業について、情報収集を行なっている。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

・ 介護予防・日常生活支援総合事業への参入を検討し、準備を進める。

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・介護予防・日常生活支援総合事業参入への検討	情報収集	検討	実施	—————→	

⑩訪問介護事業所としての周知

i) 現状と課題

・ 他居宅介護支援事業所・地域包括支援センターからの依頼に対し、可能な限り受け入れを行なっている。
 ・ サービス提供責任者が自ら事業所へ赴き、また、各地域ケア会議へ出席し顔の見える関係づくりを築くことが必要。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

・ 訪問介護事業所としての特色を明確にし、他居宅介護支援事業所からの依頼を増やし稼働率を上げていく。

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・訪問介護事業所としての周知	実施	—————→			

4. 組織体制の強化

【社協支部と事務局との連携強化】

① 社協支部と事務局との連携強化

i) 現状と課題

- ・平成 23 年度に社協津田沼支部事務所が設置し、市内 16 社協支部すべてに社協支部事務所が設置された。地域の特性を活かしながら地域福祉の推進を図っている。
- ・平成 25 年度に「社協に対する理解の促進と会員の拡大」プロジェクトを設置し、各関係機関の協力により市内全域の各町会長へ直接訪問し、社協の説明や各町会長との意見交換を行なった。また、まちづくり会議においても社協の説明をし社協活動への理解をお願いした。
このプロジェクトに関連した活動については、支部長以下支部役員、支部委員と連携して行なった。
- ・各地域で行なわれているまちづくり会議に、地区担当職員が出席し、各地域の実情を把握すると共に、社協からの情報提供を行なっている。
- ・平成 20 年度から 3 年間で順次全 16 支部事務所に PC(各支部 1 台)を導入し、事務局と支部との事務の効率化、社協支部同士の連携や地域資源とのネットワーク化を図った。平成 20 年度当初は PC を購入したが、年数を経て故障が発生している。現在、支部活動において PC の使用が必要不可欠となっており継続して活用ができるよう、平成 26 年度にリースによる PC の導入について検討し準備を進めている。
- ・平成 27 年 1 月現在、習志野市は「習志野市公共施設再生計画」で公共施設の統廃合に向けた作業が進められている。社協支部事務所の多くが公共施設内にあることから場合によっては、社協支部事務所を移転することが考えられる。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・「社協に対する理解の促進と会員の拡大」プロジェクト同様、支部との連携を継続させていく。
また、地区担当職員の役割については今一度協議・検討を行ない、各地区担当職員が支部とより太いパイプで繋がり、事務局と地域との懸け橋となるよう目指していく。
- ・今後も、事務局職員は、担当地区のまちづくり会議に出席し社協からの情報提供を行なっていく。なお、市内のまちづくり会議の中で社協の参加が難しい地区については、まちづくり会議以外の地域の協議の場への参加の検討や今後のまちづくり会議への参加について、支部長や関係機関と連絡調整を図りながら可能な限り地域の方々との接点を持つよう探っていく。
- ・全 16 支部事務所に PC(各支部 1 台)をリースにより導入する。
- ・「習志野市公共施設再生計画」で公共施設の統廃合について、情報収集を行ない習志野市の協力を求めながら研究していく。

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・事務局職員の地区担当職員との連携強化	支部との連携強化				→
	地区担当職員の役割について協議・検討	新たな仕組みによる連携			→
・まちづくり会議への事務局職員の参加	まちづくり会議への参加				→
・まちづくり会議への参加が難しい地区への働きかけ	検討、関係機関との連絡調整協議の場への参加				→
・全支部事務所パソコンのリースによる導入	リースによるパソコンの導入・活用				→
・公共施設の統廃合に伴う社協支部事務所の移転	情報収集 必要に応じ対応				→

【事務局の体制強化】

② 事務局体制の強化

i) 現状と課題

- ・平成19年4月に機構改革(事務局体制の整備)を行なった。業務の効率化を図るため、以前の2課4係1センター制から「企画総務課」、「地域福祉課」、「在宅福祉課」の3課5係制とし、福祉サービス機能の充実を図った。その後、機構改革は行っていない。
- ・現在、職員が「広報啓発活動」「発展強化計画策定」「地域福祉活動計画策定」のプロジェクトメンバーとなっている。
- ・習志野市は、「習志野市地域福祉計画(平成26年度～平成31年度)」を策定した。また、次期の計画である「習志野市地域福祉計画(平成32年度～平成37年度)」の策定を予定している。
- ・平成27年4月からの介護保険制度の改正に伴い、地域の多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの提供を図る「介護予防・日常生活支援総合事業」の取り組みが開始される。
- ・平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法により、様々な要因を抱えた生活困窮者を、経済的孤立、社会的孤立からの脱却、自立の促進を図る目的として、自立支相談支援、住宅確保支援、家計相談支援等の事業が習志野市を実施主体として実施される。
- ・習志野市における成年後見制度の支援体制として、高齢者、障がい者等支援を要する方に対する相談や日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)を行なっている。
- ・事務局体制の見直しは、業務量の増加や人員体制及び人件費等を含めて検討する必要がある。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・事務局体制の見直しは様々な問題はあるが、各課の業務内容及び人員体制を精査しながら検討する必要がある。
- ・平成27年度以降に、現在の「広報啓発活動」「発展強化計画」「地域福祉活動計画」のプロジェクトメンバーを見直し、各計画の見直し及び策定準備に入っていく。
- ・習志野市が策定した「習志野市地域福祉計画(平成26年度～平成31年度)」の見直しへの協力及び次期の「習志野市地域福祉計画(平成32年度～平成37年度 予定)」の策定について連携を図り協力していく。
- ・平成27年4月からの介護保険制度の改正に伴い、地域の多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの提供を図る「介護予防・日常生活支援総合事業」の取り組みに対し、習志野市と連携しながら事業の推進を図っていく。
- ・平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法により、様々な要因を抱えた生活困窮者を経済的孤立、社会的孤立からの脱却、自立の促進を図るために習志野市内で行なわれる各種事業に対し、総合相談をはじめとして様々な面から協力、連携を図っていく。
- ・習志野市における成年後見制度の支援体制として、相談事業や日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)を行なっている。今後、法人後見の実施に向けて事業内容等をはじめ具体的に検討していく。

iii 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・事務局体制の強化	検討	→			→
・各プロジェクトメンバーの見直し及び各計画の見直し・策定準備	各プロジェクトメンバー見直し	各計画見直し	→	各計画策定準備	→
・地域福祉計画の見直し及び次期計画策定への協力		計画見直し	→	計画策定への協力	→
・介護予防・日常生活支援総合事業への取り組み	市との連携事業の推進	→			→
・生活困窮者自立支援事業に対する協力・連携	事業への協力・連携	→			→
・法人後見の実施について	実施に向け検討	→			→

③ 事業のスクラップ&ビルドの継続的検討

i) 現状と課題

<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に創立 50 周年事業を実施した。(式典及び祝典の開催、記念誌の発行等) ・平成 21 年度に東部保健福祉センター内の東部ヘルパールームを閉所し、総合福祉センター内の西部ヘルパールームに統合した。 ・平成 22 年度に介護保険制度等によるレンタル事業者の充実や機器の保管及びメンテナンスの問題を考慮したうえで、介護用のベッドの新規貸し出しを終了した。 ・平成 24 年度末に習志野市庁舎の仮庁舎の移転に伴い、今後の経営状況が厳しくなったため、市役所内売店(ふくっぴーショップ)を閉店した。 ・平成 25 年度に全職員で「社協に対する理解の促進と会員の拡大」のためのプロジェクトを始動した。 ・平成 25 年度予算より、社会福祉法人新会件基準を採用し、より財務状況を明らかにし、経営分析を可能にするための円滑な法人運営を図った。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

<ul style="list-style-type: none"> ・社協の役割変遷及び優先順位の観点から、関係機関と協議を進めながら業務内容を見直す。 ・各種事業等の問題点の整理を各担当が行ない、事務局内で検討していく。
--

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・事業のスクラップ&ビルドの検討	継続	→			→

④ 危機管理体制の強化

i) 現状と課題

- ・平成20年度の平成21年1月17日に第1回災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練を実施した。平成26年度は平成27年2月15日に訓練を実施した。
- ・平成26年度中に職員の行動マニュアルと災害ボランティアセンター運営マニュアルを、「大規模災害発生時における初動マニュアル(仮称)」として策定した。
- ・平成23年度に災害ボランティアセンター立ち上げ・運営時に必要な資機材を保管するために、防災倉庫を3棟設置した。
- ・習志野市では、「習志野市地域防災計画(平成25年度修正)」を策定した。その中で災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会の判断により設置することになった。また、災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会が総合福祉センターに設置することとし、必要に応じ勤労会館に災害ボランティアサテライトセンターを設置することになった。
- ・習志野市では、災害時における市職員の行動を記した「災害時各部対応マニュアル」を策定した。災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営時の支援については、「ボランティア対策」マニュアルに基づき、担当課である協働まちづくり課、男女共同参画センター、社会福祉課が災害対策ボランティア対策担当としてサンロード5階協働まちづくり課執務室に集合し窓口となる。
- ・習志野市では、「災害時各部対応マニュアル」の中で、福祉避難所に関しては「福祉避難所開設・移送対策(協定締結施設分)」に基づき、各避難所における避難所の状況を地区対策支部が情報収集し、その状況を災害対策本部へ報告する。災害対策本部は、地区対策支部からの情報に基づいて、各避難所の状況を把握し保健福祉調整課へ福祉避難所の開設を命じる。避難所において生活が困難な方(高齢者、障がい者等)のために福祉避難所を開設することになっている。
- ・習志野市では、新型インフルエンザ等が発生した場合には市の危機管理として対応する必要があるため、「感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命及び健康を保護すること」、「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を主たる目的として対策を講じるための、「習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年10月に策定した。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・ 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練について、様々な状況における訓練の実施に向けて内容を検討していく。
- ・ 「大規模災害発生時における初動マニュアル(仮称)」を策定後、災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練を実施していく中でマニュアルの見直し等に反映をさせていく。
- ・ 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営時に必要な資機材及び消費期限のある防災備蓄品の入れ替え等について購入をしていく。
- ・ 習志野市が策定した、「習志野市地域防災計画(平成 25 年度修正)」、「ボランティア対策」マニュアルに基づき、関係部局と災害発生時の迅速かつ円滑な対応をするべく、引き続き連携を図っていく。併せて、災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練の協力団体とも連携を図り災害発生時の迅速かつ円滑な対応に努めていく。
- ・ 習志野市が策定した「福祉避難所開設・移送対策(協定締結施設分)」マニュアルの中に、福祉避難所協定締結施設の一つとして「総合福祉センターさくらの家・いずみの家」が指定されている。関係部局より福祉避難所開設・移送等に関して支援(説明)受けながら福祉避難所開設・運営に向け準備を進めていく。また、必要に応じて、他の福祉避難所協定締結施設と連携を図りながら福祉避難所開設・運営に関する訓練についても検討していく。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合には、「習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画」の中で、関係機関と連携を図りながら支援を行なっていく。併せて、災害時等も含めた事業継続体制づくりについて検討をしていく。

ii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練内容の検討	訓練内容の検討・実施				→
・「大規模災害発生時における初動マニュアル(仮称)」の見直し	マニュアル見直し・活用				→
・災害ボランティアセンター立ち上げ・運営に必要な防災備蓄品等の計画的購入	備蓄品の計画的購入				→
・災害ボランティアセンター運営に関する市との連携	運営に関する連携				→
・福祉避難所開設・運営に関する市との連携	開設・運営に関する連携				→
・災害時の事業継続体制に向けた準備	検討	→	準備	→	→

⑤快適な職場環境の形成に向けた推進

i) 現状と課題

- ・ 平成 20 年度より、常時 50 名以上の労働者を雇用することになり産業医 1 名及び衛生管理者 1 名を選任した。
(産業医及び衛生管理者 平成 20 年 10 月 1 日選任)
- ・ 職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成の推進に関する必要な事項を定めた職員衛生管理要綱を平成 20 年 10 月 1 日に制定した。また、職場における衛生管理、職員の健康保持促進を図るための対策等のため衛生委員会を定期的に開催している。
- ・ 支部及び非常勤ヘルパー用の新型インフルエンザ対応マニュアルを作成し、衛生委員会で検討した。
- ・ 労働安全衛生法の一部改正により、平成 27 年 12 月 1 日からストレスチェック制度の導入が従業員数 50 人以上の事業所で義務化される。
- ・ 労働安全衛生法の一部改正により、同一の使用者との間で有期労働契約が通算 5 年を超えて反復更新された場合に、労働者の申込により無期労働契約に転換される。(平成 30 年 4 月 1 日より開始)

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・ 職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成の推進に関する衛生委員会を定期的に開催する。
- ・ 快適な職場環境及び職員の安全と健康確保について、職員内で課題を挙げ衛生委員会において協議し改善に向けて対応していく。
- ・ 支部及び職員用の感染症(新型インフルエンザ等)対応マニュアルの充実を図る。
- ・ 職員のメンタルヘルスにおけるストレスチェック制度の導入に向けて、衛生委員会において協議をしながら準備を進めていく。
- ・ 平成 29 年 4 月 1 日より無期雇用に転換されるための準備を社会保険労務士と相談・協議をしながら準備を進めていく。

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・衛生委員会の定期的な開催	定期開催	→	→	→	→
・快適な職場環境及び職員の安全と健康確保に関する問題点の整理・対応を検討	衛生委員会で 対応を検討	→	→	→	→
・感染症(新型インフルエンザ等)対応マニュアルの充実	マニュアルの 見直し	→	マニュアル の活用	→	→
・職員のメンタルヘルス(労働安全衛生法の一部改正によるストレスチェック制度の導入)の対応	ストレスチェッ ク制度の導入	→	→	見直し・実施	→
・改正労働契約法に基づく職員の雇用形態の見直し	雇用形態の 見直し	→	→	無期労働 契約への 転換開始	→

【社協運営体制の強化】

⑥理事の業務担当制の推進

i) 現状と課題

- ・平成18年9月理事会において、理事の業務担当制により担当業務を決定した。
- ・平成19年1月理事会・評議員会より予算決算担当理事による議案説明を開始した。
- ・平成20年度に理事の業務担当制について一部見直しを行なった。
- ・平成21年1月理事会において、一部見直した業務分担に基づき、各担当業務を決定した。理事会終了後、各担当別に分かれて打合せを行なった。
- ・平成24年1月理事会において、理事の業務担当制の一部見直しの説明を行なった。
- ・平成24年9月理事会において、理事の業務担当制について、一部見直しを行なった。
- ・平成26年8月臨時理事会において、理事の業務担当制について、各理事へ説明を行なった。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・各業務担当理事と担当職員が連携しながら業務を円滑に進める。
- ・各理事の関連する分野について支援をいただきながら、社協の組織体制の強化を図っていく。

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
・理事との連携強化	検討	→	実施	→	→

⑦評議員相互の連携を図る研修会の開催

i) 現状と課題

- ・平成17年度に評議員推薦母体の概要集を作成し、互いの団体を理解するきっかけとした。
- ・平成22年12月評議員会において、ミニ研修「千葉県助産師会の活動について」及び「消費生活センターについて」を開催した。
- ・平成25年1月評議員会において、ミニ研修（「社会福祉法人 あひるの会」及び「公益社団法人 習志野青年会議所」）を開催した。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・ ミニ研修会の開催等により、評議員同士の連携を推進するよう働きかけていく。
- ・ 評議員委嘱時に評議員の役割を説明し、委員同士の連携を推進するよう働きかけていく。
- ・ 評議員に社協を知ってもらうための研修等を検討していく。

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・ 評議員との連携強化	検討	→	実施	→	→

⑧地域福祉を推進するリーダーの育成(理事・監事、評議員、支部長、支部委員等)

i) 現状と課題

- ・ 関係機関での研修会等の情報について、適宜各支部へ情報提供を行なっている。
- ・ 年に 1 回、理事・監事、評議員、支部長、支部委員等を参加対象とした社協役員等合同研修会を実施し、最近の地域福祉で注目されている事項や課題について把握に努めている。重ねて各支部で実施している地域福祉懇談会の活用へと繋げている。
 - 平成 22 年度 「児童虐待の現状とわたしたちにできること」
 - 平成 23 年度 「災害凶上訓練について」
 - 平成 24 年度 「相続・遺言講演会」～安心した老後を送るために～
 - 平成 25 年度 「習志野市における子育て支援の展開について」
 - 平成 26 年度 「在宅医療の基本講座」
- ・ 平成 25 年度に「大規模災害発生時における社協支部初動マニュアル」を作成し、平成 26 年 1 月支部長会議で、このマニュアルを各支部で活用するよう啓発した。
- ・ 支部活動における新しい人材の発掘・確保にむけ、広報紙「ふくし習志野」やサポートボランティア養成講座を通じて、支部活動の周知を行なうと共に、新たな人材募集の周知をしている。そこから繋がる場合もあるが、大幅な人材発掘には繋がっていない。各支部毎に対する支援が必用と考えられ、広報以外での人材発掘・確保に向けた検討が必要である。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・ 関係機関での研修会や地域での取り組み事例などの新しい情報提供を、継続して行なう。
- ・ 社協役員等合同研修会は、今後も年に1回実施していく。
なお、内容については、地域福祉の推進を図るための研修となるよう企画を立案していく。
- ・ 以前作成した「大規模災害発生時における社協支部初動マニュアル」を活用する研修会を企画・実施し、平時からマニュアルの内容を確認する中で災害時に備えていく。
- ・ 引き続き、広報紙「ふくし習志野」やサポートボランティア養成講座、習志野市民カレッジ等を通じて新たな人材の確保に努める。
- ・ 習志野市民カレッジ受講生やシルバー人材センターの会員の皆さまが、それぞれの活動に参加しつつも、活動の空いている時間を利用してボランティア活動にも参加していただけるよう情報交換を行ない共存・連携を図っていく。習志野市民カレッジ、シルバー人材センターなどの地域資源との共存について研究していく。
- ・ ボランティアを養成する講座に限らず、あらゆる場面で地域福祉に関心のある方を見つけ、積極的に声をかけることで新たな地域福祉活動デビューのきっかけをつくり、人材発掘をしていく。
- ・ 新たな支部委員を確保するための工夫を事務局と支部とで情報交換しながら検討し、実施していく。

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・研修会や事例など新しい情報の提供	情報提供	→			→
・役員向けの研修内容の検討・開催 (地域福祉の推進を図るための研修の検討、実施を含む)	企画・実施	→			→
・大規模災害発生時の社協支部の対応	マニュアルを活用した研修の企画・実施	マニュアルの見直し	マニュアルの活用	→	
・支部活動における新しい人材の発掘、確保	広報、声かけ講座の企画・実施	→			→
	関係機関同士での情報交換・連携	→			→
	事務局と支部との情報交換	→			→

【さくらの家・いずみの家の管理運営】

⑨魅力ある施設運営及び次期指定管理に向けた準備

i) 現状と課題

- ・平成 27 年度から平成 30 年度まで「習志野市総合福祉センターさくらの家・いずみの家」の指定管理者として、当協議会が選定された。
- ・さくらの家・いずみの家は固定した団体が使用している傾向がある。但し、これらの団体は、長年ボランティア活動、地域福祉活動の推進に尽力している団体である。これらの団体の引き続きの利用と併せて、新規団体利用につながるよう引き続き施設のPRをしていく必要がある。
- ・「習志野市公共施設再生計画」において、総合福祉センターの改修計画が平成 27 年度～平成 28 年度及び平成 42 年度～平成 43 年度に予定されている。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・次期の指定管理は、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間の公募が予想される。
- ・次期の指定管理に向けて、さくらの家・いずみの家の有効活用及び利用促進を含めた周知及び利用者拡大や有料化を含め、引き続き魅力ある施設運営・事業展開の企画と研究を行なっていく。

iii) 年次計画

重点的項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・新地域支援事業におけるさくらの家・いずみの家の有効活用	検討	→	実施	→	→
・次期(平成 31 年度からの)、さくらの家・いずみの家指定管理に向けた準備	企画・研究	→	→	申請	新期指定管理開始

【習志野市社協の広報・周知】

⑩社協活動の周知強化

i) 現状と課題

- ・ 習志野市社会福祉協議会は、習志野市にお住まいの皆さま、社協活動や地域福祉活動に賛同する皆さまが会員となり組織している団体である。(再掲)
- ・ 社協のイメージキャラクターを公募したところ、101名より148点の応募があり広報紙「ふくし習志野」平成16年1月1日号で報告した。愛称については160名の応募があり「ふくっぴー」に決定し、広報紙「ふくし習志野」平成16年4月1日号で報告した。現在、様々な場面で社協のイメージキャラクターとして「ふくっぴー」が活躍をしている。
- ・ 現在、寄付者等へのお礼として、寄付金額等により「ふくっぴーバッジ」や「カレンダー」をお渡ししている。「ふくっぴーバッジ」は、平成26年度までで4種類目を作成した。また、市民まつりのパレードを観覧している市民の皆さまに「ふくっぴーうちわ」を配布した。パレード参加者には「ふくっぴーTシャツ」と「ふくっぴーのお面」を着用してもらい社協を大いに周知することができた。
- ・ 特別会員は、個人・法人・団体の方で、特別会費として年会費1,000円以上を納めたものである。特別会費は、主に、社協支部が個人・法人・団体を訪問し、納めていただいている。なお、支部の実情に合わせ独自に目標を立て、新たな会員の拡大に向けた活動を行なっている。(再掲)
- ・ 社協のイメージキャラクターである「ふくっぴー」を周知するために平成23年度に着ぐるみ1体を製作した。平成26年度は、着ぐるみ「ふくっぴー」は街頭募金及び各種イベント等に18回登場した。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

- ・ 地域住民と接する機会のある講座やイベント等で、参加者に対し社協についての説明をしていく。その際、社協を理解して更に社協活動に参加・参画してもらえよう、会員拡大に向けた働きかけを積極的に行なっていく。
また、会費の使いみちを説明する資料については、会費がどのように地域(各社協支部)に還元されているのか、住民によりわかりやすいものとなるように研究し、社協を説明する際に活用していく。(再掲)
- ・ 社協の周知の一環として、社協のイメージキャラクターである「ふくっぴー」を活用し、市やイベント等で無料配布できるような配布物の製作、及び寄付者へお礼として渡す粗品の製作を引き続き検討していく。
- ・ 特別会員拡大に尽力している皆さまの意見も取り入れながら、特別会員証の必要性や新しい特別会員証のデザイン等を検討する。その際には、会員に理解しやすい形や会費を集める皆さまが開拓する際に説明しやすいようなステッカーについて検討していく。(再掲)
- ・ 社協の周知活動の推進のため、イメージキャラクターである「ふくっぴー」の着ぐるみの2体目を製作し、必要に応じて貸出しを行なうこととする。

iii) 年次計画

重点的計画項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・「習志野市社協について」 「会員(会費)について」の 理解促進(再掲)	講座やイベント等 での会員拡大に 向けた働きかけ	→			
	会員募集を行なう 際に使用する資 料の研究・作成・ 使用	→			
・寄付者へのお礼としての粗品の 検討、決定及び配布(キャラク ターグッズを活用 イベント時の 無償配布等含む)	検討・実施	→			
・会員証の検討、新たな会員証 の研究・検討(再掲)	新たな特別会 員証の研究・検 討	新たな特別会 員証の使用	→		
・着ぐるみ「ふくっぴー」2 体目の 製作	準備・製作	→			

「社協職員行動原則 ―私たちがめざす職員像―」 の策定について

平成23年5月18日
全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会

1. 策定の背景

① 社会福祉協議会をめぐる状況と課題

昭和26年に発足した社会福祉協議会(以下、「社協」)は、本年、法定化60周年を迎えます。

社協は、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とし、制度にもとづく社会福祉事業だけでなく、多様な社会福祉を目的とする事業の企画・実施や連絡調整などを行う団体として位置づけられ、市区町村、都道府県・指定都市及び全国段階に設置されています。

社協は、全国のネットワークを持ち、各々の地域で「自治会・町内会や地区社協などの住民組織」「社会福祉施設等の福祉関係機関」「民生委員・児童委員」「福祉委員」「ボランティアやNPOなどの福祉活動団体」「行政」などの参加を得て社会福祉法人として独立した組織運営を行い、住民主体を理念に、地域の特性に根ざした活動を積み上げてきました。

特に、近年は、地域における福祉問題の広がりや介護保険事業などの在宅福祉サービスの需要の増大の中で、社協が担う事業や活動は広がっており、また市町村合併もあいまって、社協の事業規模や職員数が急速に拡大する傾向にあります。

事業規模の拡大は、社会的な期待と責任の大きさの表れのひとつです。しかし、これに伴う職員数の急増によって、事業ごとの部門制をとる必要性が生じ、その雇用形態や職種が多様化するなか、一人ひとりの職員が社協職員としての価値観や基本的な考え方を共有することが難しくなっています。職員体制の拡充が、職員相互の相乗効果を生み出し、地域福祉の推進につながるような取り組みが必要です。

② 社協職員に求められる期待と課題

社協がその使命を果たすためには、職員一人ひとりが、住民主体の理念に代表される社協職員としての価値観を共有し、業務の遂行に当たっては、その地域の住民はもとより、地域福祉推進の担い手である住民、広範な関係機関・団体、行政から信頼されるよう行動し、社協に対する社会的な期待に応えていくことが必要です。

社協は、これまでの長い歴史の中で、一人ひとりの地域住民の生活に目を向け、特に制度では対応しづらい福祉問題を重視し、これを地域全体の問題としてとらえ、地域社会の中で解決策を考え、小地域福祉活動や在宅福祉サービスなどの実践を生み出してきました。そして、その取り組みにおいては、「住民主体」の理念を貫き、地域住民が主人公となるような社会福祉のあり方を追求してきました。これまで積み重ねてきた先人達の精神を受け継ぎ、守り、実行し、次の時代へ引き継ぐことが強く求められます。

また、今日、地域福祉の領域や役割が大きくなる中であって社協の社会的な期待も一層大きくなっています。こうした社協に対する信頼や社会的な期待に応えるためには、職員一人ひとりが自覚と責任ある行動を行うことが一層重要となっています。

2. 提案の目的

地域福祉推進委員会では、こうした社会福祉協議会の現状を踏まえ、社協ネットワークのもと、社協職員としてのアイデンティティ確立を図るため、職員綱領等の策定をめざし検討をすすめ、このほど「社協職員行動原則—私たちがめざす職員像—」を提案することといたしました。

この策定過程においては、全国の市区町村社協より職員の倫理綱領や職員心得、職員綱領などを収集し、その内容を企画小委員会等で集約しながらまとめたものであり、全国の市区町村社協の実践が反映されたものです。

「社協職員行動原則」は、社協職員が共有し、そしてその一人ひとりが主体的に取り組むべき課題やめざすべきあり方を、社協職員はもとより、社会福祉協議会内外の関係者に対して明文化し、社協活動の活性化を図ることを目的としています。地域のニーズに応じて様々な活動や事業に取り組む社協職員の活動を規制したり、統一化を図ったりすることを意図したものではありませんが、各社協組織において、これを踏まえて職員綱領等を策定し、浸透させることも期待されます。

本年は、社協が法定化されて60周年にあたります。これを期に、この「社協職員行動原則」を通じて、全国の社協職員一人ひとりが、地域福祉を推進する中核的な組織の一員としての強い使命感と誇りをもち、社協事業や活動を推進していくことを期待しています。

「社協職員行動原則—私たちがめざす職員像—」

平成 23 年 5 月 18 日
全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会

社会福祉協議会は、その法定化以来、住民主体による地域福祉の推進をめざし、制度だけでは対応しづらい様々な福祉問題に対して福祉サービスや相談援助などの個別支援と地域における協働による解決を重視して、住民が主人公となる社会福祉のあり方を追求してきました。私たちは、社会福祉協議会法定化60周年を期に、これまで築き上げてきた社協職員としての価値観や使命感を「社協職員行動原則」として共有し、誇りをもって行動します。

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

- 人々の尊厳と基本的人権を尊重し、援助を必要とする人が心豊かに地域社会の一員として生活が続けられるよう支援します。
- 個別の支援にあたっては、常に相手の立場に立ち、その人らしく生活できるように自己決定を尊重し、自立に向かうよう支援します。

【福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心を持ち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

- 様々な機会を通じて、住民が身近な地域で相互に交流し、また地域の福祉問題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりをすすめ、自らも積極的に参加します。
- 住民自らが身近な地域において支え合いや支援活動に参加する福祉コミュニティづくりを意識的、計画的に取り組みます。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

- 社協が住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなどあらゆる地域の関係者による地域福祉をすすめる協働・協議の場（プラットフォーム）をつくる役割があることを理解し、あらゆる業務において、住民参加と地域における多様な組織や活動との連携・協働を心がけます。
- 地域の先駆的な取り組みを発掘・応援し、また、福祉活動に取り組む人々の育成に努め、地域福祉を推進する活動や実践を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

- 地域の実情を常に把握し、そこで捉えた福祉課題を地域全体の問題として捉え、先駆性をもって事業や活動の開発や改善に取り組み、さらに提言活動や改善運動を行い問題解決に向けたアクションにつなげます。
- 地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定などの機会を捉え、福祉・保健・医療の連携によるよりよい制度づくりや地域福祉の財源づくり、福祉コミュニティの実現など地域福祉の基盤づくりの取り組みに積極的に参画します。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

- 社協職員としての自覚をもち、自己研鑽に努め専門性を高めます。また、職員同士と部署間の情報共有に努め、互いの役割を認識し協働しあえる環境をつくり、チームワークにより業務を遂行します。
- 常に地域の福祉問題に目を向け、チャレンジ精神や先駆性をもって業務をすすめます。また、自らの業務の評価と改善に努め、コスト意識をもって効果的で効率的な業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

- 関係法令の遵守はもちろん、社会的規律や職場内ルールに則った行動をします。
- 職務上知り得た個人情報や、関係法令に基づき適切に対応します。また、プライバシーを尊重し、関係者との情報共有の際には、定められた手続きに基づき適切に対応し、その秘密を保持します。
- 住民や関係者に対して、社協の業務について十分な説明責任を果たすとともに、情報公開に努めます。

習志野市社会福祉協議会主要事業の経緯

- 1959年（昭和34年） 習志野市社会福祉協議会設立（8月1日）
歳末たすけあい運動開始
歳末見舞金の支給開始
- 1961年（昭和35年） 会員及び会費収納規程を制定（一般会費年額100円以上）
- 1962年（昭和37年） 火災見舞金・夏季見舞金支給開始
津田沼支部結成
鷺沼支部結成
谷津支部結成
藤崎支部結成
大久保支部結成
実籾支部結成
東習志野支部結成
- 1963年（昭和38年） 心配ごと相談所開設
- 1965年（昭和40年） 屋敷支部結成
若松支部結成…昭和51年に東習志野支部に編入
- 1966年（昭和41年） 敬老会事業を習志野市より受託
- 1967年（昭和42年） 社会福祉法人設立認可（12月）
福寿号（研修バス）の運行開始
売店を市民会館から市役所内に移転
- 1968年（昭和43年） 貸衣装事業の開始
市庁舎内に売店を設置
- 1969年（昭和44年） 第1回母子家庭レクリエーション開催
花咲支部結成
袖ヶ浦支部結成
- 1970年（昭和45年） 「社福だより」創刊（2月）
戦没者追悼式開始
- 1971年（昭和46年） 結婚相談所開設（4月）
第1回 結婚50周年記念祝典開催
- 1972年（昭和47年） 老障資金の貸付開始
- 1973年（昭和48年） 広報紙「社福だより」を「明るい習志野」に名称変更
会員規程改正（一般会費100円を200円に）
- 1974年（昭和49年） 第1回 住民福祉大会開催
駐車場運営事業開始
鷺沼台支部結成
- 1977年（昭和52年） 地域ぐるみ福祉活動モデル地区に千葉県より指定を受け開始
会員規程改正（一般会費200円を250円に）
- 1980年（昭和55年） 第1回 ボランティア大会開催
- 1981年（昭和56年） リフトカーの運行開始
会員規程改正（一般会費250円を300円に）
- 1982年（昭和57年） 社協事務局を保健会館から総合福祉センターに移転
- 1983年（昭和58年） 聴覚障害者用ミニファクス設置事業開始
市区町村社協法制化
- 1985年（昭和60年） 福祉教育推進校指定事業開始
- 1986年（昭和61年） 基本福祉圏地域ぐるみ福祉ネットワーク事業推進委員会発足
- 1987年（昭和62年） 香澄支部結成
- 1988年（昭和63年） 鷺沼小学校を福祉指定校に指定

- 1989年（平成元年） 広報紙「明るい習志野」を「ふくし習志野」に改称（広報委員会を設置）
第1回 福祉コンサート開催
家庭奉仕員（ホームヘルパー）派遣事業の一部を習志野市より受託
ふれあい型食事サービス一部開始
秋津支部結成
社協創立30周年記念式典開催（11月）
- 1990年（平成2年） 第1回 高校生ワークキャンプ実施
- 1991年（平成3年） ふれあい型食事サービス全地区で開始
- 1993年（平成5年） 福祉ボランティアのまちづくり（ボラントピア）事業実施（国指定）
- 1994年（平成6年） 高齢者福祉センター芙蓉園の運営を習志野市より委託
ボランティアセンター活動事業の実施（国指定で平成6～8年度に実施）
ボランティアセンター開設（4月）
福祉ショップ「テルベ」開店（12月）
地域福祉活動計画（平成7～11年度）策定
- 1995年（平成7年） 生活支援型食事サービスをモデル支部（実籾・藤崎）で実施
（平成7年9月～平成9年5月）
会員規程改正（一般会費300円を400円に）
- 1996年（平成8年） 会員規程改正（一般会費400円を500円に）
- 1997年（平成9年） 実籾支部事務所設置（実籾消防第7分団2階）
秋津支部事務所設置（総合福祉センター2階相談室）
津田沼北部支部結成
- 1998年（平成10年） 香澄支部事務所設置（香澄小学校1階）
- 1999年（平成11年） 東習志野支部事務所設置（東習志野小学校1階）
介護保険制度の居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業）と
居宅サービス事業者（訪問介護員派遣事業）として県知事より指定を受ける
地域福祉権利擁護事業の初期相談窓口として、ちば広域後見支援センターの
協力社協となる第2次地域福祉活動計画（平成12～16年度）策定
- 2000年（平成12年） 介護保険制度の居宅介護支援事業者と居宅サービス事業者としてサービス開始
福祉ショップ「テルベ」閉店
- 2001年（平成13年） 鷺沼支部事務所設置（鷺沼連合会館内）
敬老会（習志野市より受託）事業廃止
ふれあいいいききサロン開設
社協ホームページの開設
- 2002年（平成14年） 鷺沼台支部事務所設置（企業局研修センター内）
福祉サービス利用援助事業を本協議会独自事業として開始
- 2003年（平成15年） 本大久保支部結成
支援費事業者（ホームヘルパー派遣）として、県知事より指定を受ける
精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルパー派遣）を習志野市より受託
社協マスコットキャラクターの決定

- 2004年（平成16年） 袖ヶ浦支部事務所設置（袖ヶ浦公民館内）
津田沼北部支部事務所設置（津田沼1丁目会館内）
藤崎支部事務所設置（藤崎青年館内）
谷津支部事務所設置（谷津公民館内）
大久保支部事務所設置（大久保連合町会会館内）
本大久保支部事務所設置（ゆうゆう館内）
谷津西部支部結成
精神障害者居宅介護等事業者（ホームヘルパー派遣）として習志野市長より指定を受ける
地域ぐるみ福祉ネットワーク事業を千葉県が廃止
第3次習志野市地域福祉活動計画（平成17～21年度）策定
第1次習志野市社会福祉協議会発展強化計画（平成17～21年度）策定
- 2005年（平成17年） 屋敷支部事務所設置（屋敷会館内）
住民福祉大会を福祉功労表彰式に変更
高齢者福祉センター芙蓉園の運営受託を廃止
- 2006年（平成18年） 地域福祉センター「いずみの家」の指定管理者となる
ふくっぴーファミリーサロン（子育て支援・三世代交流）開設
第18回 福祉コンサート2回公演実施
第1回 「これが演劇だ」開催（習志野市民会館）
- 2007年（平成19年） 老人福祉センター「さくらの家」の指定管理者となる
福祉功労表彰式を福祉顕彰式に変更
第18回 青少年ワークキャンプを総合福祉センターで開催
結婚相談所事業廃止
- 2008年（平成20年） 谷津西部支部事務所設置（谷津5丁目朽木荘内）
災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施
特定高齢者通所型介護予防事業を市より受託
心配ごと相談所週4日開所
- 2009年（平成21年） さくらの家・いずみの家一元運営管理者となる
創立50周年記念祝典開催（11月8日）
第六中学校区の福祉教育（平成21～23年度）のパッケージ指定を受け、「福祉教育推進連絡会議」を指定校及び屋敷支部、花咲支部が所属する屋敷・花咲まちづくり会議とともに結成
- 2010年（平成22年） 花咲支部事務所設置（勤労会館内）
第4次習志野市地域福祉活動計画（平成22～26年度）策定
第2次習志野市社会福祉協議会発展強化計画（平成22～26年度）策定
- 2011年（平成23年） 津田沼支部事務所設置（サンロード津田沼内）
「AKH20（赤い羽根応援隊）」による赤い羽根共同募金ボランティア活動の実施
社協マスコットキャラクターの着ぐるみ及びピンバッジの制作
- 2012年（平成24年） さくらの家・いずみの家一元運営管理者となる
市役所内売店「ふくっぴーショップ」閉店
習志野市民まつり「習志野きらっと」オープニングパレードに参加をし始める
夏ボラ（夏休みボランティア）説明会の実施
- 2013年（平成25年） 「社協に対する理解の促進と会員の拡大」のためのプロジェクトが始動
社協ホームページの全面リニューアル
- 2014年（平成26年） 第5次習志野市地域福祉活動計画（平成27～31年度）策定
第3次習志野市社会福祉協議会発展強化計画（平成27～31年度）策定
災害ボランティアサテライトセンター（勤労会館）立ち上げ訓練の実施
第七中学校区の福祉教育（平成26～28年度）のパッケージ指定を受け、「福祉教育推進連絡会議」を指定校及び秋津支部、香澄支部とともに結成
さくらの家・いずみの家の指定管理（平成27～30年度）のプロポーザルに参加し受託
全社協支部事務所にリースによるパソコン及びプリンターの配備

第3次習志野市社会福祉協議会発展強化計画作成経過

No.	開催日	内 容
1	平成26年5月7日	三役会議での意見交換
2	平成26年7月28日	経営検討委員会に提示
3	平成26年8月11日	三役会議に提示
4	平成26年8月20日	臨時理事会に提示
5	平成26年9月29日	アドバイザーからのヒアリング
6	平成26年12月25日	経営検討委員会に提示
7	平成27年1月30日	理事会に提示
8	平成27年3月5日	三役会議に提示
9	平成28年3月4日	経営検討委員会に提示
10	平成27年3月23日	理事会に提示
11	平成27年3月24日	評議員会に提示

第3次 習志野市社会福祉協議会発展強化計画

ささえあい 習志野(ちいき)いっぱい広げます

(平成27年度～31年度)

発行 社会福祉法人
習志野市社会福祉協議会
習志野市秋津3-4-1
TEL 047 (452) 4161
FAX 047 (451) 8211